

# 布佐東部地区 復興通信



第29号

**液状化対策工事補助金の受付が  
6月1日から開始されました。**

5月16日号の広報に掲載された、液状化対策工事補助金についてご紹介します。

東日本大震災により、液状化被害を受けた建物の土地に液状化対策工事を行って、住宅等を建築した場合に、液状化対策工事の補助金を交付します。

## 補助対象となる土地

- ◇ 東日本大震災により液状化被害を受け、震災証明を取得した建物が建っていた土地で、原則として、すでに建物を取り壊している土地が対象となります。
- ◇ また、この補助金は一つの土地に対して一回限りとなります。土地の分割を行う場合には一区画が135㎡以上必要となります。
- ◇ 東日本大震災時に建物が建築されていなかった空き地等については、補助対象外となります。

## 補助対象となる建物

- ◇ 補助対象となる土地に、新たに液状化対策工事を行う延床面積50㎡以上の主たる建物が対象となります。
- ◇ 付属する建築物、例えば車庫や物置、離れ等は対象外となります。

## 補助金申請できる方

- ◇ 原則として申請を行うことができる方は液状化対策工事を行って、新しく建てる建物の建築主になります。
- ◇ すでに建築してある場合には建物所有者になります。

## 補助金額

- ◇ 新しく建てる建物の液状化対策工事に要した金額の2分の1(1000円未満切り捨て)が補助されます。
- ◇ 補助金額の上限は最大50万円までになります。

## 申請に必要な書類一覧

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
  - ② 申告書(様式第2号)
  - ③ 震災証明書の写し
  - ④ 新しく建築する建物の、建築基準法第6条第1項または同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し
  - ⑤ 液状化対策工事に係る図面またはパンフレット等
  - ⑥ 新しく建てる建築物の工事に係る見積書
  - ⑦ 被害を受けた建物の滅失登記に関する登記完了証の写し、もしくは滅失登記簿謄本、または、建築物の解体写真
  - ⑧ 建築物の所有者が分かる登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- ※③と④は同意があれば省略が可能です。  
 ※⑦は、震災証明の判定が「全壊」の場合に限りります。  
 ※⑧は、制度施行前に建物の建築工事が完了している場合に限りります。  
 ※その他、状況に応じて他の書類が必要になる場合があります。

## 補助金額の決定

申請受付後、申請内容を審査し「補助金交付(不交付)決定通知書」を建築住宅課から発送します。

## 実績報告

補助金の申請・交付決定後に建築工事が完了したときは、実績報告が必要となりますので、工事完了後速やかに実績報告書の提出をお願いします。実績報告の手続きを行わないと補助金は支払われませんので注意下さい。

## 実績報告に必要な書類一覧

- ① 補助金実績報告書(様式第7号)
- ② 建築工事(液状化対策工事の費用が分かるもの)に係る契約書の写し
- ③ 建築工事(液状化対策工事を含む工事)に係る領収書の写し
- ④ 液状化対策工事に係る施工写真及び建築物の完成写真など

## 注意事項

原則として、「液状化対策工事着手前」に申請が必要です。工事着手後や完了後は申請できませんので、ご注意ください。  
 ただし、この補助金制度開始前(平成27年6月1日より前)に液状化対策工事に着手した方や、工事を完了している場合には申請することができます。

## 申請書等の入手、申請窓口

・申請書の入手や申請の窓口は市役所建築住宅課になります。(対策室でも申請書の配布を行っています。)

・市のホームページでも申請に関する詳細内容や申請書を掲載していますのでご確認ください。  
 (本紙裏面に液状化対策工事補助金の対象判定フローを掲載しています。)

(問合せ先)

市役所建築住宅課住宅担当  
 (電話7185-1111)

※申請について、ご不明な点がありましたら、お気軽に対策室までお問い合わせ下さい。

## 発行・問合せ先

我孫子市役所布佐東部地区復興対策室  
 (住所) 我孫子市都10-1 (都交差点脇)  
 (電話) 04-7185-2462

# 液状化対策工事補助金の対象判定フロー

